

奈良県告示第二百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 谷田奈良線
- 三 道路の区域

路線 番号	区 間	備 考
1 0 4	生駒市谷田町一三七二番一先から 生駒市山崎町三八五番六先まで	

四 供用開始年月日

平成二十八年九月十六日